

建設工事現場に対する監督指導結果

1 監督指導結果の概要

平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 1 年間に、管内 43 の建設工事現場を臨検し、その中の 75 事業場に対して監督指導を実施しました。

このうち、26 現場の 54 事業場において労働安全衛生法違反が認められ、現場としての違反率は 60.5%、事業場としての違反率は 72%でした。

注：一般的に建設工事現場では、重層的な請負契約により、元請、下請、孫請など多くの施工業者が工事に関わっており、同じ現場で元請と下請等がそれぞれ法違反を生じさせた場合には、違反現場 1 件につき違反事業場を複数件と計上するため、現場数に比べて事業場数が多くなっています。

2 工事の種類別の違反状況

(1) 鉄骨造、木造などの建築工事（改修工事を含む）

22 現場（41 事業場）に対して監督指導を実施し、その結果、15 現場（33 事業場）で労働安全衛生法違反が認められました。現場としての違反率は 68.2%でした。

(2) 道路工事などの土木工事

21 現場（34 事業場）に対して監督指導を実施し、その結果、11 現場（21 事業場）で労働安全衛生法違反が認められました。現場としての違反率は 52.4%でした。

3 法令違反の内容

労働安全衛生法違反が認められた 26 現場のうち、主な法違反の内訳としては、

- (1) 元方事業者の講ずべき措置を行っていないため違反を指摘した現場…21 現場
- (2) 高さ 2メートル以上の作業箇所や足場に墜落防止用の手すりや中さんを設けていないなど、墜落等による危険を防止するための措置に不備があった現場…12 現場
- (3) 作業場に通じる場所や作業場内の通路の安全に不備があった現場…6 現場

の順に多くなっています。

(1) 元方事業者の講ずべき措置に関する違反…21 現場（48.8%（※））

（労働安全衛生法第 29、第 31 条）

- 元方事業者とは、一般的に元請事業者をいい、現場の関係請負人とその労働者が法令に違反しないよう必要な指導を行う義務を負っていますが、その義務を果たしていませんでした。
- 例えば、下請負人の労働者に足場を使用させる場合は、元方事業者にも足場の安全確保に関する措置義務があり、下請負人任せにはいけないことになっています。

(2) 足場等からの墜落防止措置に関する違反…12 現場(27.9%)の 16 事業場(21.3%)

（同法第 20 条、労働安全衛生規則第 563 条など）

- 足場に法規定の手すりや中さんなどが設けられていないなど、墜落による危険を防止する措置が取られていなかったものです。

※ カッコ内は、総数である 43 現場又は 75 事業場に対する割合。以下、同じ。

(3) 安全な通路の確保に関する違反…6現場(14.6%)の8事業場(10.7%)

(同法第23条、労働安全衛生規則第540条)

- 労働者の通行中における、車両・機械との接触、材料・荷によるつまづき・転倒などの災害を防止するために、作業場に通じる場所や作業場内に安全な通路を設けて、常時有効に保持する必要があります。この措置が不十分であったものです。

(4) その他の主な違反

① 重機との接触防止措置に関する違反…4現場(9.3%)の4事業場(5.3%)

(同法第20条、労働安全衛生規則第158条)

- 重機(車両系建設機械)に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせているなど、重機との接触による危険を防止するための措置が取られていなかったものです。

② 作業計画に関する違反…1現場の1事業場

(同法第20条、クレーン等安全規則第66条の2など)

- 移動式クレーンや重機(車両系建設機械)などを用いて作業を行うときには、あらかじめ、作業場所などの状況を考慮して作業方法や作業員の配置などを決定し、関係労働者に周知する必要があります。この措置が不十分であったものです。

③ 移動はしごの使用に関する違反…1現場の1事業場

(同法第20条、労働安全衛生規則第527条)

- 移動はしごを使用するときは、上部・下部を固定するなどにより、転位を防止する必要があります。この措置が不十分であったものです。

4 作業停止命令等の行政処分の状況

特に重大な違反や重篤な災害につながるおそれのある労働安全衛生法違反については、労働災害を未然に防止する見地から、作業停止命令等の行政処分を行っています。

期間中は、足場に法規定の手すりや中さんなどが設けられていなかった3現場(7%)の6事業場(8%)に対して、作業停止命令等の行政処分を行いました。

5 今後の対応

浜田労働基準監督署管内では、建設業の死亡労働災害は、平成26年5月14日以来発生がなかったところですが、平成28年9月27日(出張作業中の災害)、10月24日、10月26日と約1か月間で3件の死亡災害が発生しました。

また、平成28年の建設業の労働災害発生件数(休業4日以上)は24件(前年同数)と高止まりの状況にあり、このうち11件は墜落・転落、3件は転倒によって発生しています。

建設工事現場における労働安全衛生法違反は、死亡労働災害の発生など重大な事態につながる危険性が高いことから、今回の監督指導結果も踏まえ、当署では引き続き、建設工事現場に対する監督指導を実施していくとともに、関係業界団体及び発注機関に対し、労働災害発生防止に向けた積極的な取組を働きかけていくこととしており、本年4、5月には建設工事会社を対象とした災害防止検討会などを予定しています。